

1-(3)

医学部から
への回答

昭和 57 年 6 月 2 日

殿

北海道大学医学部事務長

田 中 昭 一

前略 去る 4 月 8 日ご来訪の折、並びに同 10 日付け文書によりお申し入れのありました件につきましては、当学部としても事柄の性質上慎重に検討する必要があつたため、ご返事が遅れ申し訳けございません。

まず、人体骨の保管状況は、先に学部長からも申し上げておりますとおり厳重かつ丁重であり、他の当学部所蔵標本と同様に学術研究上の目的以外には非公開としており、また保管状況や写真等も学部外の方にはお示ししておりません。

特に近年、医学の教育研究に不可欠な献体の提供者が減少し、その数少い提供者も遺体の非公開性を強く望む傾向にある現状に鑑みて非公開の原則は一層強く貫かなければならない立場にあります。

次に慰靈祭実施の件については、お申し入れのご趣旨を十分に斟酌しながら慎重に検討いたしましたが、国ないし国立学校は法律上いかなる宗教活動をすることも禁じられており（憲法第 20 条、教育基本法第 9 条）、お申し入れのあつた儀式を本学が、あるいは本学において実施することは、当該条項に抵触

するおそれがあるので、国立大学である本学の立場上、実施は困難であるとの結論に達しました。

以上につき、事情ご賢察の上ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

草々